

第 号

令和 年 月 日

殿

税務署長

⑨

酒 類 製 造 免 許 失 効 通 知 書

酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

も ろ み

酒 類 製 造 免 許 は 、 酒 税 法 第 19 条 第 2 項 の 規 定 の

番 酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

も ろ み

適用により、事業の譲渡を行った日である令和 年 月 日付で効力を失いましたので通知します。

記載要領

「酒 類 製造免許について、標題及び本文中 酒 母 とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、「ウイスキー」等と もろみ」

記載する。